

健感発0613第1号
平成25年6月13日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条
第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、診療の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、医師は、直ちに当該結核患者の氏名、年齢、性別等を、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

また、法第53条の11第1項の規定に基づき、結核患者が入院したとき又は入院している結核患者が退院したときは、病院の管理者は、7日以内に、当該結核患者の氏名等を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされている。

しかしながら、公衆衛生関係行政事務指導監査において、毎年度、これらの届出が法の規定に基づき実施されていない事例が多数指摘されていることから、当該届出が適法に実施されるよう、その趣旨等を改めて周知することとしたので、下記の内容を御承知の上、管内保健所並びに各医療機関をはじめとする関係者に周知徹底するとともに、その実施に遺漏なきよう取り計らい願いたい。

記

1. 法第12条第1項の規定による届出は、結核患者を保健所において把握し、患者との接触者に対する健康診断（法第17条）、当該結核患者に係る就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告等（法第19条及び第20条）、医療費の公費による負担（法第37条及び第37条の2）、結核登録票への登録（法第53条の12）等を行うための前提となるものであること。
2. 法第53条の11第1項の規定による届出は、保健所において結核患者の状

況を把握し、当該結核患者の管理を迅速かつ的確に行うとともに、家庭訪問指導（法第53条の14）等を行うための前提となるものであること。

3. 特に保健所においては、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告等（法第19条及び第20条）、医療費の公費による負担（法第37条及び第37条の2）及びその他法の規定を結核患者に適用するに当たって、その前提となる法第12条第1項の規定による届出がなされていることを確認すること。
4. 一部自治体で行われている届出義務履行の改善に向けた取組等を紹介するので、参考とされたい。
 - ・法第12条第1項における「直ちに」の解釈を医療機関の医師及び事務職員に文書及び口頭で周知した。
 - ・平成11年4月26日健医感発第58号厚生省保健医療局結核感染症課長通知「入院勧告等の取扱について」を再度、各医療機関に周知した。
 - ・自治体のHPから届出の様式をダウンロードできるようにしている。
 - ・医療従事者や社会福祉施設等の従事者を対象とした結核に関する研修会を開催しており、その際に文書及び口頭で周知を行っている。
 - ・医療法第25条等に基づく病院等への立入検査の際に、事務職員も含め口頭で指導及び周知を行っている。
 - ・各地域の医療広報誌等に届出に関する記事の掲載を定期的に依頼している。

○入院勧告等の取扱いについて

〔平成11年4月26日 健医感発第58号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主幹部(局)長宛
厚生省保健医療局結核感染症課長通知〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が去る4月1日に施行され、同法に基づく入院の取扱いについては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（健医発第454号厚生省保健医療局長通知）、医療費の公費負担については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における医療の公費負担の取扱いについて」（健医発第455号厚生省保健医療局長通知）によることとされたところであるが、同法における入院勧告等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

- 1 一類感染症、二類感染症等に係る法第12条による届出がなされた場合等、入院が必要な患者が発生したとの情報を把握した場合は、各保健所は、その日のうちに入院の要否を判断し、入院勧告を行うべきものであること。このため、休日、夜間等において届出があった場合でも、各保健所においては、必要な対応がとれるようにしておくこと。
- 2 休日、夜間等において届出があった場合において、保健所の職員と連絡が取れない等による届出の受理の遅滞や、入院勧告の事務の遅滞により勧告入院が遅れ、結果として本来公費負担がなされるべき感染症医療について患者の自己負担が生じるといった事態は極めて望ましくないこと。
万が一こうした事態が生じた場合には、入院勧告を行うに当たり、入院の始期を、届出がなされた時点の後、明らかに入院が必要と認められる時点に遡って設定することができること。
- 3 2の場合の入院の期間は、保健所が入院の始期として設定した時点以降で、患者が実際に感染症指定医療機関に入院した時点から計算するものであり、感染症の診査に関する協議会に意見を聴く場合についても、実際に勧告の通知を行った時点からではなく、上記の計算によって72時間以内に意見を聴くこと。
- 4 なお、2の取扱いは、医師が届出を行ったにもかかわらず保健所の職員と連絡が取れないことによる受理の遅滞や入院勧告の事務の遅滞により、当該患者の勧告入院が遅れた場合にのみ限定して可能なものである。